相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東駒形三丁目一六番地一、最後の住所静岡県浜松市中区住吉一丁目二〇番三〇号　被相続人　亡　竹内　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　相続財産管理人　司法書士　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市一丁目一七六番地一、最後の住所静岡県下田市一丁目一〇番一七号　被相続人　亡　近藤　鶴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

静岡県下田市西本郷一丁目九番一一号　相続財産管理人　梅本　和熙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市磯部町上之郷三二〇番地一、最後の住所三重県津市久居相川町一九五一番地六三　被相続人　亡　作田　重穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

三重県津市栄町三丁目一四一番地一モアビル二階　ビオス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白山雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡玉城町日向六四番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　東出　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

三重県四日市市安島一丁目二番二七号　ジェックSビル二階あおば総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田すみ江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大和大路通松原上る弓矢町四番地、最後の住所京都市東山区大和大路四条下る四丁目東入小松町五六五番地の八　コティ八坂四〇一号室　被相続人　亡　浅井　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル二階　西村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　幸三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市高雄一丁目一六二〇番地三、最後の住所大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町七丁四番二四号　被相続人　亡　榊原　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　唐崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市御殿山二丁目三九四番地、最後の住所兵庫県宝塚市御殿山二丁目一二番一一号　被相続人　亡　山田　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

兵庫県宝塚市湯本町四番八―二〇七号　相続財産管理人　安井　祐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区熊野町五丁目五番地、最後の住所神戸市兵庫区熊野町五丁目九番一八号　被相続人　亡　井上　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

神戸市中央区楠町六丁目二―六　ハーバースカイビル六階　神戸A1法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　亜衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡河合町大字城内四九二番地、最後の住所大阪府藤井寺市道明寺五丁目三番二四号　被相続人　亡　山本　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

奈良県橿原市内膳町一―一―一九　セレノビル二階　なら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　朝守　令彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県八束郡八雲村大字東岩坂三二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石原百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

島根県松江市殿町二五五番地一六　相続財産管理人　秋月　広施

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市鳥井町鳥越七二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荻　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

島根県松江市北田町一番地五二、事務所島根県松江市東本町五丁目一六番地九山根ビル　相続財産管理人　中西　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市内田町六三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森川　道昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　今西　淳浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県岡山市田中四四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小原　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十七日

事務所岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町一〇一号　相続財産管理人　弁護士　中村　英男

第1期決算公告　平成27年6月26日

東京都港区新橋5丁目11番3号

住鉱エナジーマテリアル株式会社

代表取締役社長　阿部　功

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	287
	固定資産	35
	繰延資産	10
	合計	332
負債及び純資産の部	流動負債	37
	株主資本	295
	資本金	150
	資本剰余金	150
	資本準備金	150
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	332